

## (仮称) 小平市の地域公共交通の基本方針策定の基本方針について

### 1 基本方針策定の背景

平成 1 8 年にまとめた「市の公共交通に対する基本的な考え方」(以下「基本的な考え方」という。)に基づき、生活交通の充実を図るため、コミュニティバスやコミュニティタクシーの運行に向けて、地域との協働により取組を進めてきた。

コミュニティバス及び 3 つの地域のコミュニティタクシーについては、順調に運行を継続し、現在では欠かすことのできない市民の生活交通として定着している。一方で、実証実験運行を実施したものの利用実績等から継続的な運行に移行することができなかった地域もあり、コミュニティタクシー以外の新たな交通手段の研究も進めている。

平成 1 8 年から 1 5 年以上が経過し、社会状況や公共交通を取り巻く環境が大きく変化していること、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により地域公共交通計画の作成が求められていることなどから、今後、基本的な考え方の見直しが必要である。

そこで、これまでの取組の総括や基本的な考え方の見直しの検討を踏まえ、市の新たな基本的な考え方や方向性を示す「(仮称) 小平市の地域公共交通の基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定する。

### 2 基本方針の位置づけ

持続可能なまちづくりにおける地域公共交通の目指すべき姿の実現に向けた基本的な考え方を示すとともに、地域の特性及び実情並びに市民の移動ニーズに対応するための取組の方向性を定めた基本方針とする。

小平市第四次長期総合計画、小平市都市計画マスタープラン及び東京における地域公共交通の基本方針(令和 4 年 3 月策定)と整合性を図る。

### 3 対象期間

対象期間は令和 6 年度からとし、社会情勢や公共交通を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。

### 4 基本方針の策定体制等

#### (1) 策定体制

##### ① 小平市地域公共交通基本方針検討委員会(以下、「検討委員会」という。)

関係課長で構成する検討委員会において、地域公共交通会議等と連携を図りながら検討する。

##### ② 小平市地域公共交通会議

交通事業者、警察署長、道路管理者、学識者等で構成する法定会議(道路運送法)に意見等を伺う。

(2) 市民参加及び意見・要望等の収集

①にじバス協議会、コミュニティタクシーを考える会等（以下、「にじバス協議会等」という。）

自治会や商店会等の地域の代表者で構成されたにじバス協議会等を通じて、市民や地域からの意見・要望等を収集する。

②市民の意識・実態調査（アンケート調査等）

アンケート調査等を実施するとともに、基本方針の素案の段階において、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、広く市民の意見等を収集する。

5 基本方針策定の留意事項

(1) 市議会への報告

基本方針策定の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対する報告を行う。

(2) 情報の公開

地域公共交通会議の会議録及び会議資料並びに市民意見公募手続の結果については、市ホームページ等で公表する。

6 策定のスケジュール

		地域公共交通会議・市民参加等	事務局・庁内
令和4年度	5月～10月	地域公共交通会議① にじバス協議会等①	策定方針の決定 検討委員会①②（検討項目等の検討） アンケート調査等の準備
	11月～3月	アンケート調査等の実施 地域公共交通会議② にじバス協議会等②	市民・地域ニーズの把握 検討委員会③（骨子案の検討） 各調査のまとめ、骨子案の作成
令和5年度	4月～8月	地域公共交通会議③ にじバス協議会等③	検討委員会④ （各調査報告、基本方針素案の検討） 基本方針素案の作成
	9月～10月	地域公共交通会議④	検討委員会⑤（基本方針案の検討） 基本方針案の作成
	11月～12月	パブリックコメントの実施	
	1月～3月	地域公共交通会議⑤ にじバス協議会等④	検討委員会⑥（基本方針案の確定） 基本方針策定、印刷・製本、公表

※スケジュールについては、基本方針策定の進捗状況により変更の可能性あり。